

第2回 大和川流域懇談会

大和川水系河川整備計画（国管理区間）に基づく事業等の
進捗点検（策定～平成30年度）に関する報告書

大和川 河口より2.0km付近



亀の瀬狭窄部より奈良盆地を望む



令和元年11月

平成16年5月29日に大和川流域委員会が設立され、23回の審議を重ね、平成25年7月8日に「大和川水系河川整備計画（国管理区間）（案）」を作成し、平成25年11月28日に「大和川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定。

凡 例	
	: 流域委員会の準備委員会
	: 流域委員会の設立会
	: 大和川流域委員会
	: 現地視察会
	: 意見交換会に変更された流域委員会
	: 河川整備基本方針、河川整備計画の策定日

開催年	開催日	会議名	内 容
平成15年	10月19日	大和川流域委員会準備会議（第1回）	大和川流域委員会準備会議は、大和川流域委員会の設立にあたり、委員構成を定め、運営及び情報公開のあり方についての案を定めることを目的として設置
	12月15日	大和川流域委員会準備会議（第2回）	
平成16年	2月7日	大和川流域委員会準備会議（第3回）	委員長の職務を代理する委員の指名 大和川流域委員会の情報公開の方法 大和川流域委員会の今後の進め方 議事録の様式説明、大和川の特徴・歴史の説明等が行なわれ、意見交換を実施 大和川直轄管理区間の現地視察会 「空間利用」の現状説明等
	5月29日	大和川流域委員会 設立会 第1回大和川流域委員会	
	8月25日	第2回大和川流域委員会	
	9月28日	現地視察会（平成16年度）	
	11月29日	第3回大和川流域委員会	
平成17年	1月28日	第4回大和川流域委員会	「特徴・歴史、空間利用、環境」についての意見交換 「空間利用、環境、利水」についての意見交換 「環境、利水、治水」についての意見交換 「利水、治水」についての意見交換 「治水」についての意見交換、第1回～第7回までに出示された意見の集約 大和川直轄管理区間の現地視察会 これまでに出された意見の整理に関する意見交換
	3月14日	第5回大和川流域委員会	
	6月14日	第6回大和川流域委員会	
	9月1日	第7回大和川流域委員会	
	10月14日	第8回大和川流域委員会	
	11月22日	現地視察会（平成17年度）	
	12月21日	第9回大和川流域委員会	
平成18年	2月15日	第10回大和川流域委員会	河川管理者による河川整備計画の骨子案の提示と審議 河川整備計画の原案の叩き台等について審議
	5月15日	第11回大和川流域委員会	

開催年	開催日	会議名	内 容
平成19年	2月23日	第12回大和川流域委員会	河川整備計画の議論に向けた大和川の取り組みについて意見交換
平成21年	2月27日	第13回大和川流域委員会	社会資本整備審議会河川分科会で審議された大和川河川整備基本方針(案)について、河川管理者から報告
	3月6日	「大和川水系河川整備基本方針」の策定	河川整備基本方針の策定日
	3月25日	第14回大和川流域委員会	河川整備基本方針に関する質問に対する回答、流域委員会の今後のスケジュール(案)、河川整備計画(原案)に対する関係住民の意見の聴き方(案)について、審議
	9月18日	第15回大和川流域委員会	大和川水系河川整備計画(原案)のたたき台等について審議
平成22年	12月16日	第16回大和川流域委員会	前回委員会における意見への対応について、及び、大和川水系河川整備計画原案(たたき台)について、審議
	2月19日	第17回大和川流域委員会	大和川水系河川整備計画策定の流れについて、及び、前回委員会における意見への対応について、審議
	3月17日	第18回大和川流域委員会	大和川水系河川整備計画原案(たたき台)に関する審議等
平成23年	6月21日	第19回大和川流域委員会	大和川水系河川整備計画原案(たたき台)に関する審議等
	3月15日	第20回大和川流域委員会	大和川水系河川整備計画原案(たたき台)に関する審議等
平成24年	11月28日	意見交換会	定数不足により流会、意見交換会となった。大和川水系河川整備計画原案(たたき台)および河川整備計画原案に対する関係住民の意見の聴き方に関して意見交換
	3月12日	第21回大和川流域委員会	大和川水系河川整備計画原案(たたき台)に関する審議、大和川水系河川整備計画原案に対する関係住民の意見の聴き方(案)について審議
平成25年	3月13日	第22回大和川流域委員会	大和川水系河川整備計画(原案)に関する審議、大和川水系河川整備計画(原案)に対する関係住民の意見の聴き方(案)に関する審議
	7月8日	第23回大和川流域委員会	「大和川水系河川整備計画(案)」に関する審議
平成25年	11月28日	大和川水系河川整備計画(国管理区間)の策定	河川整備計画の策定日

大和川水系河川整備計画

進捗点検結果

(点検期間 策定～平成30年度)

治水

<目標>

昭和57年8月洪水と同規模の洪水が発生しても、洪水はん濫による浸水被害を防止し、内水による浸水被害を軽減するために、洪水調節施設の整備や堤防整備、河道掘削を行うとともに、浸透・侵食・地震に対する安全性を強化する。

また、超過洪水への対策として高規格堤防を整備する（P3-5～3-7）

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
1	量的整備	・ 大和川遊水地事業の進捗状況 ・ 築堤の進捗状況 ・ 河道掘削の進捗状況	P4-1
2	質的整備（浸透・侵食対策）	・ 堤防の浸透、侵食対策の進捗状況	P4-10
3	質的整備（地震・津波対策）	・ 地震、津波対策の進捗状況	P4-12
4	超過洪水対策（高規格堤防整備）	・ 高規格堤防の進捗状況	P4-13

実施方針

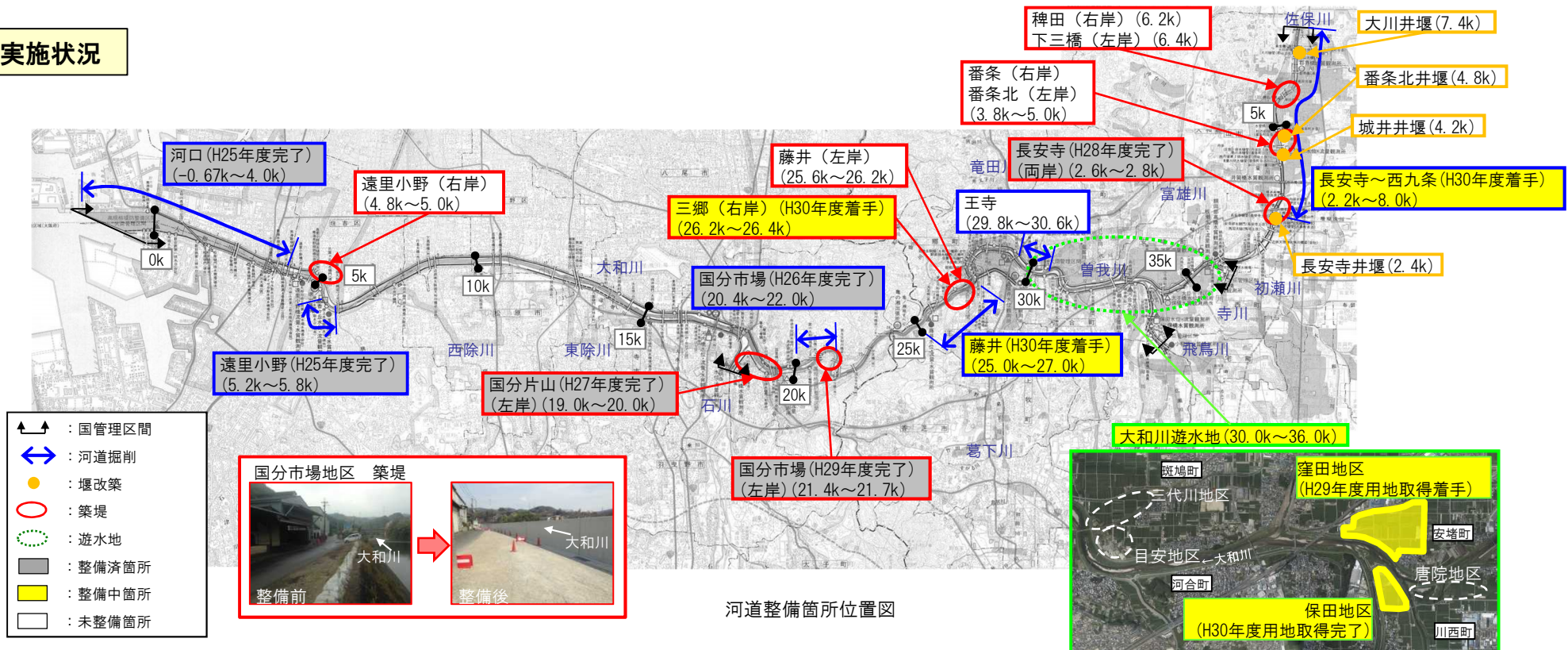
4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 (1) 量的整備 (P4-1)

大和川における治水の現状と課題及び治水対策の基本的な考え方を踏まえ、総洪水調節容量が概ね100万m³の遊水地を中流部の大和川本川沿い(30~36k)に整備し、流下能力が不足している箇所については、上下流・本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ河道整備を行う。

指標

- ・大和川遊水地事業の進捗状況
- ・築堤の進捗状況
- ・河道掘削の進捗状況

実施状況



点検結果

- ・河道掘削は6地区のうち3地区で完了し、進捗は約20%。藤井地区と長安寺地区にH30年度から着手。
- ・築堤は7地区のうち3地区で完了し、進捗は約50%。三郷地区(右岸)はH30年度から着手。
- ・大和川遊水地は5地区のうち保田地区をH30年度に用地取得完了。窪田地区はH29年度から用地取得に着手し約半分の取得が完了。

実施方針

4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(2) 河川管理施設の質的整備

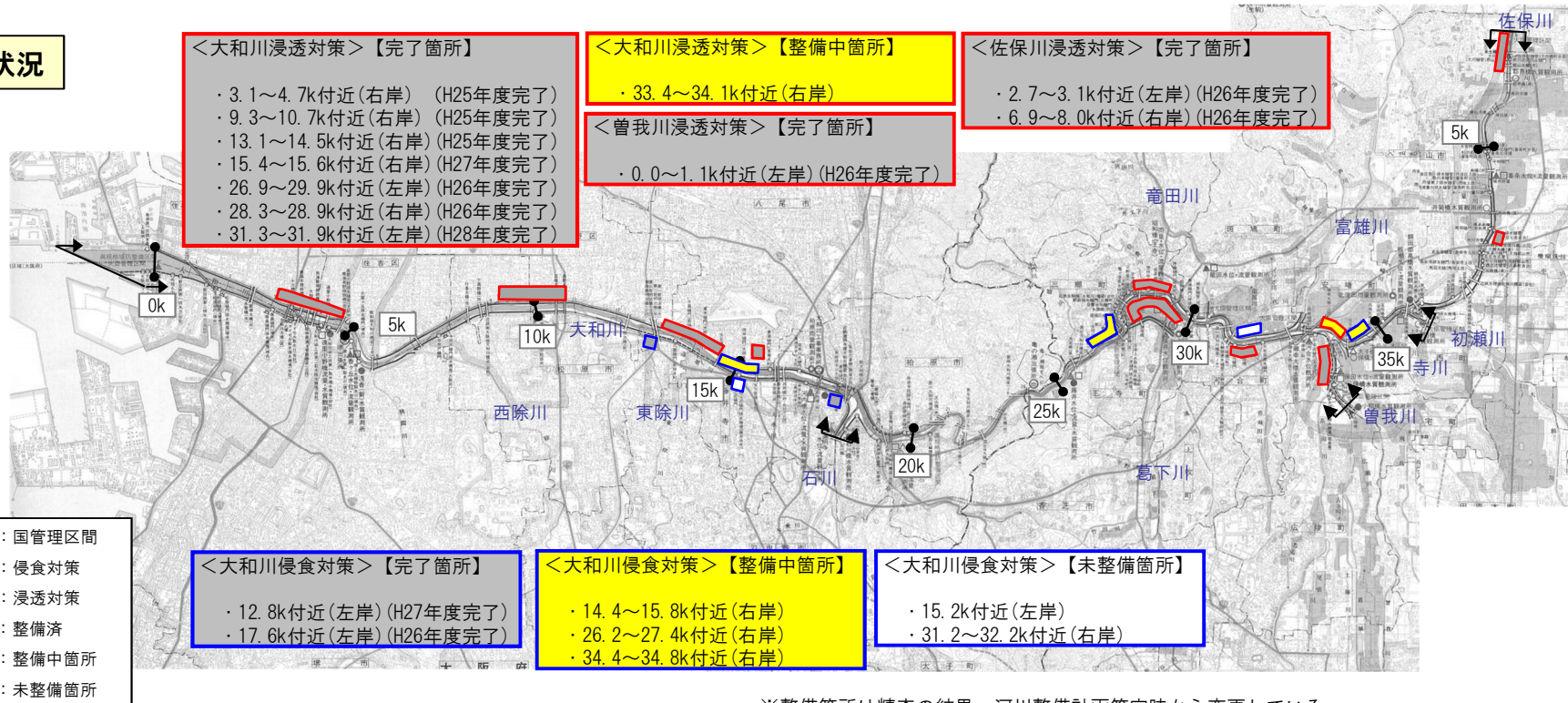
1) 堤防の浸透・侵食対策（P4-10）

堤防の計画高水位以下の流水がもたらす浸透と侵食の作用に対して、これまでに実施した点検結果及び背後地の社会条件等を考慮し、安全性が確保されていない箇所について、堤防強化を実施する。

指標

・堤防の浸透、侵食対策の進捗状況

実施状況



※整備箇所は精査の結果、河川整備計画策定時から変更している。

点検結果

- ・ 浸透対策は11箇所のうち10箇所で完了し、進捗は約90%。
- ・ 調査の結果、整備計画記載の浸透対策のうち、大和川左岸2. 5～3. 7k、4. 1～4. 5kは対策不要と判断し、新たに大和川右岸15. 4～15. 6k付近は対策が必要であることが判明し追加。
- ・ 侵食対策は7箇所のうち2箇所で完了し、進捗は約30%。
- ・ 調査の結果、整備計画記載の侵食対策のうち、大和川左岸16. 4k付近、16. 8k付近、18. 6k付近、29. 0k付近、34. 0k付近、大和川右岸14. 2k付近、29. 4k～29. 8k付近、佐保川右岸1. 6kは対策不要と判断し、新たに大和川右岸14. 4～15. 8k付近、26. 2～27. 4k付近は対策が必要であることが判明し追加。

実施方針

4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(2) 河川管理施設の質的整備

2) 地震・津波対策 (P4-12)

地震対策については、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して照査を実施し、その結果に応じて必要な対策を行う。

津波対策については、「施設画面上の津波」に対して、河川管理施設が津波による背後地の被害を防護できるよう必要な対策を講じる。

指標

・地震、津波対策の進捗状況

実施状況

堤防の耐震性能照査の結果、大和川右岸2.0k~2.4kにおいて、所定の安全度を満足していないことから、大阪市住之江区西住之江（約400m）において、堤防の耐震対策を実施。



耐震対策位置図



点検結果

- ・平成30年度までに川裏約400mの耐震矢板を実施し、進捗は50%。引き続き、川表側の対策を実施。
- ・津波対策については、津波の遡上により上昇する水位に対して背後地の安全が確保されるように、堤防の耐震設計を実施。

実施方針

4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 (3) 超過洪水対策（P4-13）

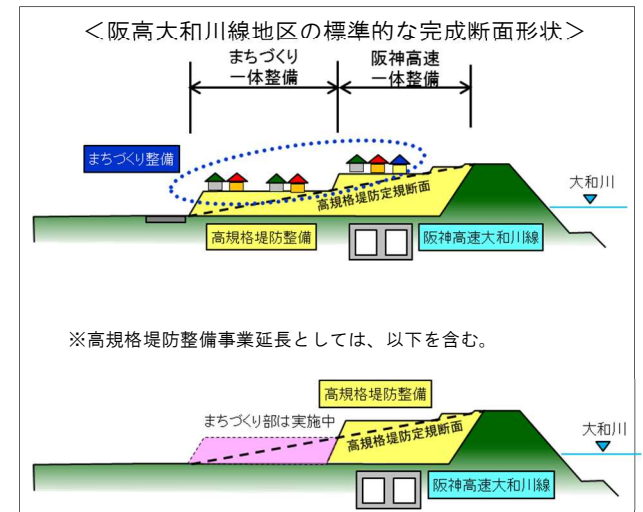
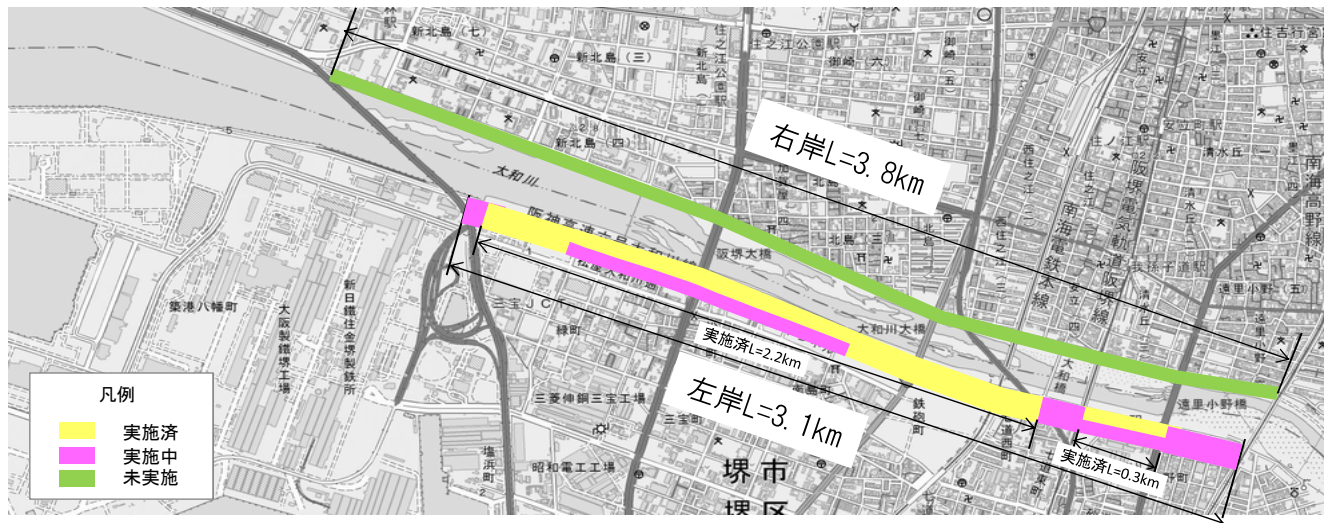
左岸側の阪神高速湾岸線橋梁付近～南海高野線橋梁付近で整備を進めている阪高大和川線地区は、引き続き事業を実施していく。右岸側の阪神高速湾岸線橋梁付近～南海高野線橋梁付近の区間については、関係機関と調整し、事業の計画を作成した区間について整備を行う。

指標

・高規格堤防の進捗状況

実施状況

大和川における高規格堤防の整備状況としては、全体延長6.9kmのうち事業区間3.1kmに着手。現在着手している大和川線地区では、整備延長2.5km（約8割）、整備面積22ha（約6割）が完了。



大和川左岸 大和川線地区	実施済	実施済 (まちづくり部は実施中)	実施中
高規格堤防整備事業 延長進捗(3.1km)	2.5km(約80%)		0.6km(約20%)
まちづくり部を含む 面積進捗(36.5ha)	22ha(約60%)	14.5ha(約40%)	

点検結果

- ・高規格堤防は、阪高大和川線地区で阪神高速大和川線事業（令和元年度完成予定）と一体的に事業を実施。
- ・引き続き、阪神高速大和川線事業や、堺市まちづくり事業と一体的に整備。
- ・右岸側の高規格堤防整備については、整備機会を逃さぬよう関係機関との協議を実施。

環境

<目標>

動植物の生息・生育・繁殖環境を確保できる自然環境の保全、再生や連続性の確保に努めるとともに、地域の歴史等と調和した河川景観や水辺空間の維持・形成に努める。

また、流域一体となった水質改善を進め、自然環境等との調和を図りながら自然との交流を育む場としての利用推進を図る。（P3-9～3-11）

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
5	連続性確保	・ 既設の堰・落差工の魚道整備状況 ・ モニタリングによる遡上状況	P4-15 P4-16
6	多様な水域環境、水際植生の保全、再生	・ 瀬、淵や水際植生の保全、再生の整備状況 ・ モニタリングによる生物種数	P4-16 P4-17
7	水質の保全	・ 水質改善状況 ・ 啓発活動参加者数	P4-17
8	河川環境の保全	・ 河川整備箇所における河川環境の保全状況 ・ モニタリングによる生物種数（※今回参考）	P4-14 P4-17 P4-27

実施方針

4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 自然環境の整備と保全

1) 魚道の設置 (P4-15)、2) 大和川と支川や樋門樋管との落差解消 (P4-16)

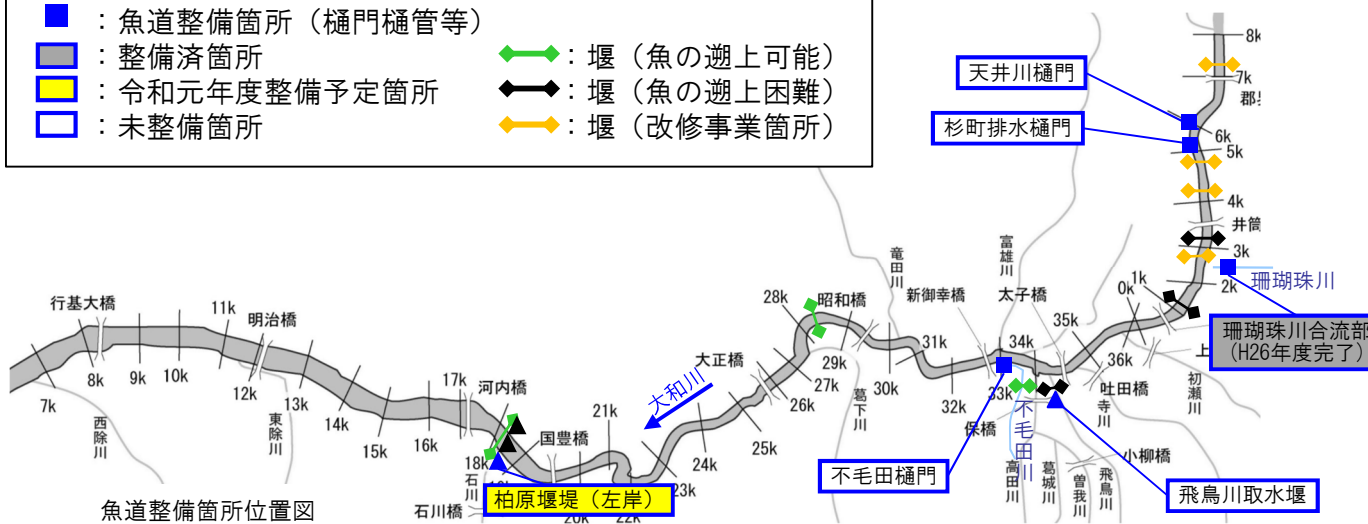
大和川における上下流の連続性や川と流域との連続性を確保するため、魚類の遡上に課題のある堰や樋門樋管、支川合流部に落差がある箇所では魚道の設置や落差の解消に努める。

指標

- ・ 既設の堰・落差工の魚道整備状況
- ・ モニタリングによる遡上状況

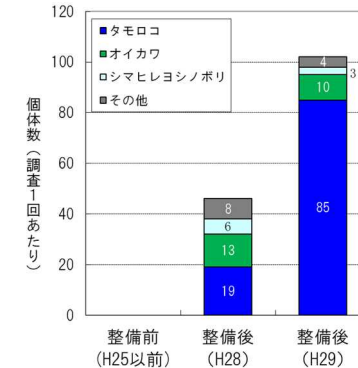
実施状況

- ▲ : 魚道整備箇所 (堰)
- ▲ : 魚道既設箇所 (堰)
- : 魚道整備箇所 (樋門樋管等)
- : 整備済箇所
- : 令和元年度整備予定箇所
- : 未整備箇所
- ◆ : 堰 (魚の遡上可能)
- ◆ : 堰 (魚の遡上困難)
- ◆ : 堰 (改修事業箇所)

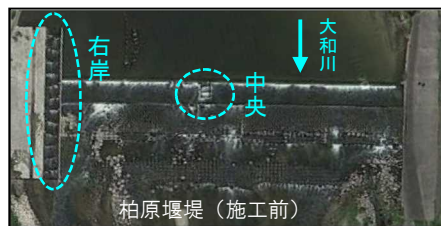
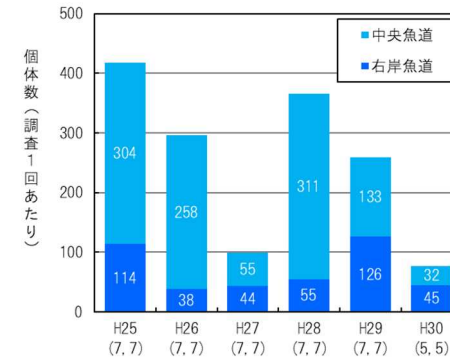


<モニタリング調査結果 (魚類遡上調査)>

珊瑚珠川合流部



柏原堰堤 (アユ遡上調査)



点検結果

- ・ 連続性確保は計画6箇所のうち1箇所完了し、進捗は約20%。
- ・ 平成26年度に魚道を整備した珊瑚珠川合流部でのモニタリング調査では、魚類の遡上を確認。
- ・ 令和元年度には、柏原堰堤の左岸に魚道を整備予定。整備前のモニタリング調査では、調査1回あたり100~400匹程度のアユが遡上していることを確認。

実施方針

4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 自然環境の整備と保全

3) 瀬・淵等多様な水域環境の保全、再生 (P4-16)、4) 水際植生の保全、再生 (P4-17)

瀬・淵が維持される河川環境の保全、再生に努めるとともに、新たに瀬や淵の形成を促すなど、多様な動植物を育む河川環境を再生するとともに、水際植生の保全、再生に努める。

実施状況

指標

- ・ 瀬、淵や水際植生の保全、再生の整備状況
- ・ モニタリングによる生物種数

- : 瀬・淵の再生完了箇所
- : 瀬・淵の再生整備予定箇所
- : 瀬・淵の再生未整備箇所
- : 水際環境の保全・再生完了箇所
- : 水際環境の保全・再生未整備箇所

<瀬・淵の再生> 【完了箇所】

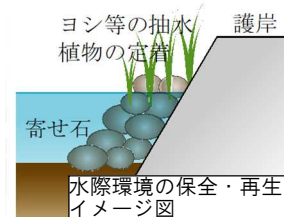
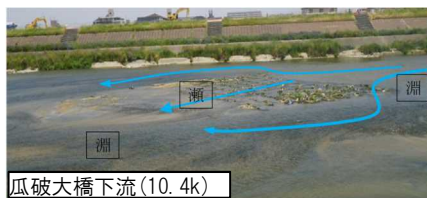
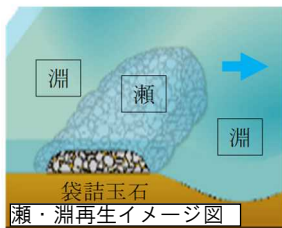
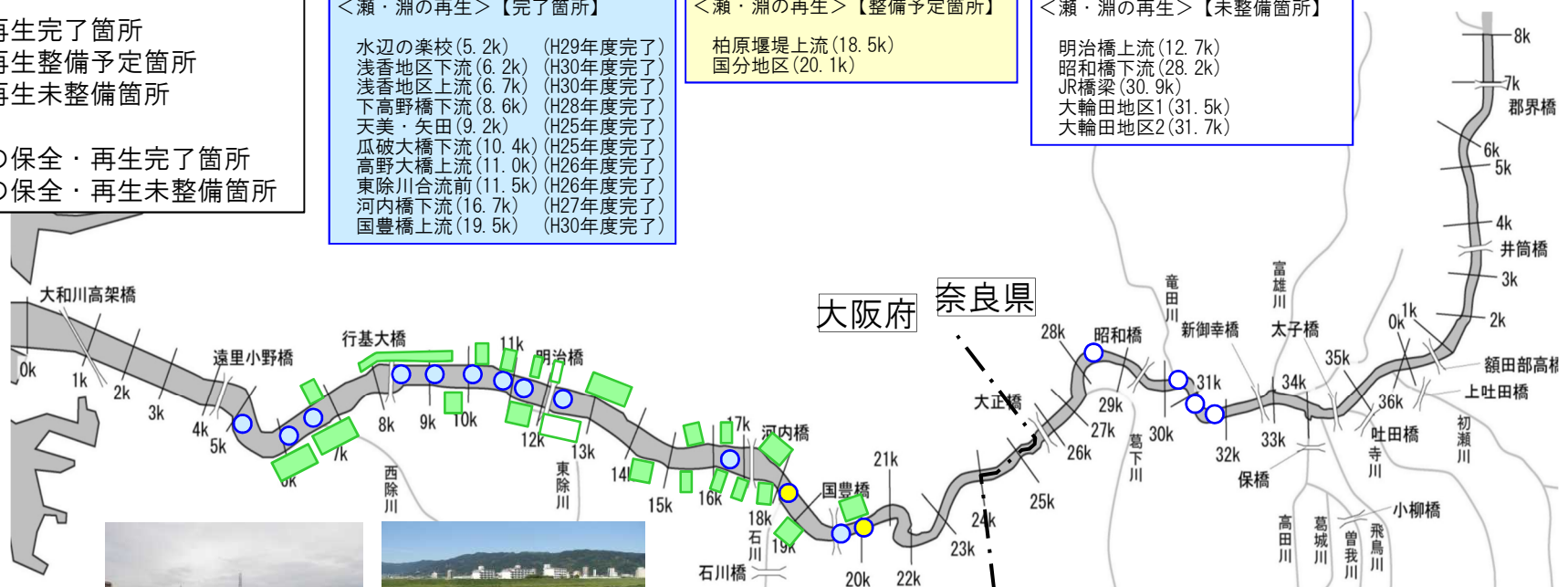
- 水辺の楽校 (5. 2k) (H29年度完了)
- 浅香地区下流 (6. 2k) (H30年度完了)
- 浅香地区上流 (6. 7k) (H30年度完了)
- 下高野橋下流 (8. 6k) (H28年度完了)
- 天美・矢田 (9. 2k) (H25年度完了)
- 瓜破大橋下流 (10. 4k) (H25年度完了)
- 高野大橋上流 (11. 0k) (H26年度完了)
- 東除川合流前 (11. 5k) (H26年度完了)
- 河内橋下流 (16. 7k) (H27年度完了)
- 国豊橋上流 (19. 5k) (H30年度完了)

<瀬・淵の再生> 【整備予定箇所】

- 柏原堰堤上流 (18. 5k)
- 国分地区 (20. 1k)

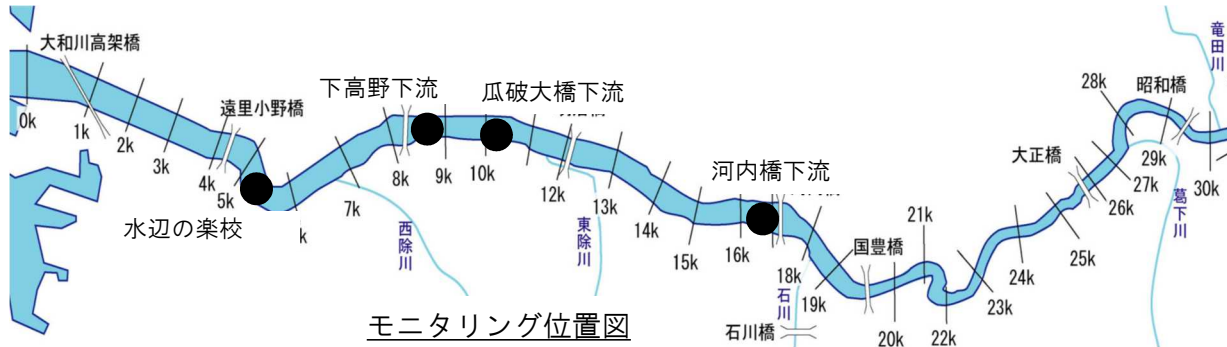
<瀬・淵の再生> 【未整備箇所】

- 明治橋上流 (12. 7k)
- 昭和橋下流 (28. 2k)
- JR橋梁 (30. 9k)
- 大輪田地区1 (31. 5k)
- 大輪田地区2 (31. 7k)



実施状況

＜施工後のモニタリング結果＞



モニタリング位置図

植物（水際環境の保全、再生箇所）

科名	和名	水際の楽校				外来種
		5.1~5.2 左岸	8.6~8.8 右岸	10.2~10.5 右岸	16.6~16.8 右岸	
ヤナギ科	ヤナギ科		++			
タデ科	ヤナギタデ			+	+++	++
	オオイヌタデ	+++	+++	+++		
	ミゾバ			+		
キク科	オオブタクサ	++				国外
	ヒロハホウキギク		++			国外
イネ科	シナダレスズメガヤ			+		国外
	チクゴスズメノヒエ			+		国外
	クサヨシ			+		++
	ツルヨシ				+++	
カヤツリグサ科	メリケンガヤツリ					+
クワ科	カナムグラ			+		
種数		3	9	3	3	5種

+ : 1~9株
++ : 10~99株
+++ : 100株以上

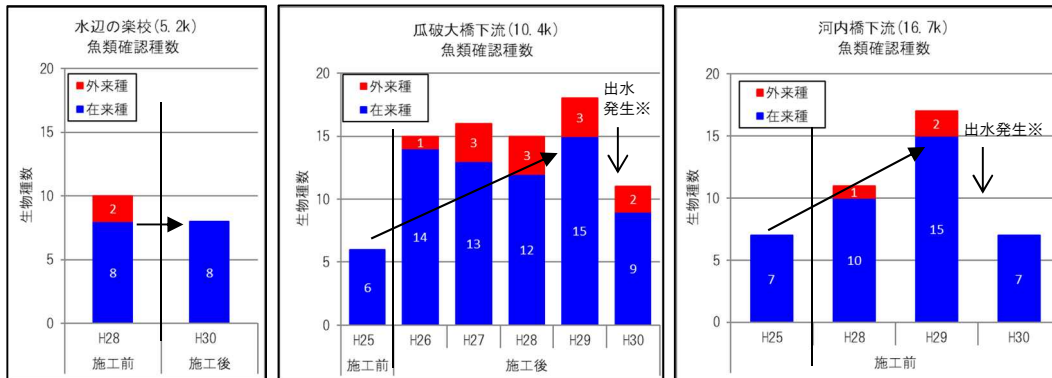


ヤナギタデ



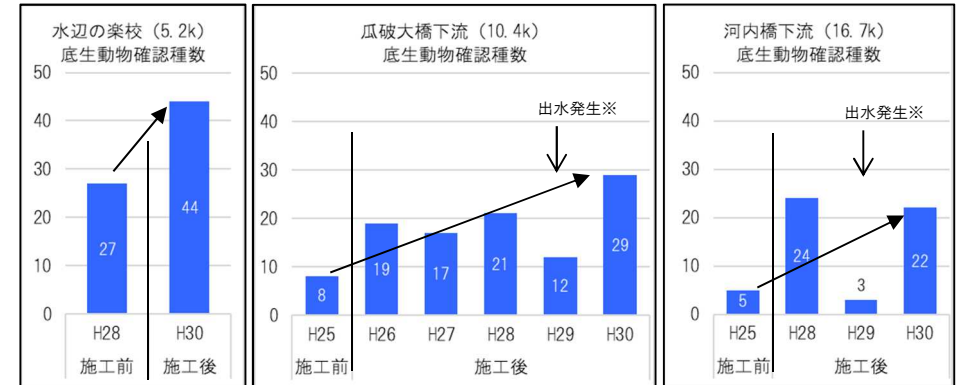
オオイヌタデ

魚類



※H29台風21号による影響でH30の種数が減少したと推測。

底生動物



※H29台風21号による影響でH29の種数が減少したと推測。

点検結果

- ・平成30年度末時点で瀬、淵再生は計画17箇所のうち10箇所完了し、進捗は約60%。
- ・水際環境の保全再生は計画10.4kmのうち約9.4km完了し、進捗は約90%。
- ・令和元年度には柏原堰堤上流と国分地区の2箇所で瀬・淵の再生整備を実施予定。
- ・水際環境の保全、再生箇所では、オオイヌタデやヤナギタデ、ツルヨシなどの植物の繁茂が確認。
- ・整備箇所では、出水の影響を除き底生動物や魚類が概ね増加。

実施方針

4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項
(4) 水質の保全 (P4-17)

BODのさらなる改善に加えて、透視度や水のおい等の感覚指標や指標生物による改善目標の達成を目指し、関係機関の協力を得て引き続き流域一体となった発生源対策や下水道整備、住民に対する水環境改善意識の啓発等の水質保全対策に取り組む。

指標

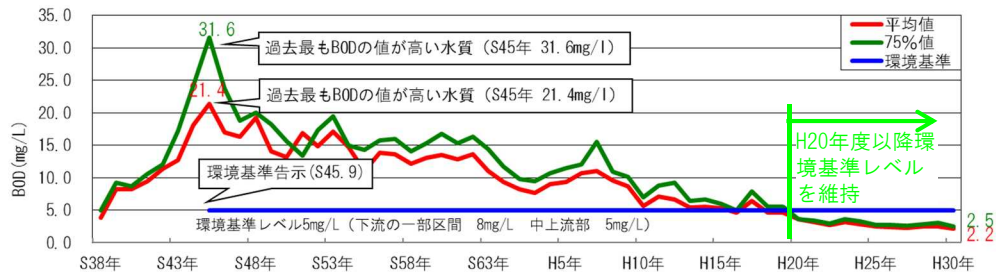
- ・ 水質改善状況
- ・ 啓発活動参加者数

実施状況

<水質改善>

- ・ 高度成長期に劣悪な水質 (S45年 31.6mg/L) を呈していたが、流域の関係機関、住民等が連携・協働した取り組みを推進してきた結果、平成20年には本川8地点全てにおいてBODが環境基準を達成し、H30年は2.5mg/L (75%値) となっている。
- ・ 生物指標から見た水質では、平成25年以降大きな変化はみられない。

水質測定結果 (BOD値)



指標生物の確認結果

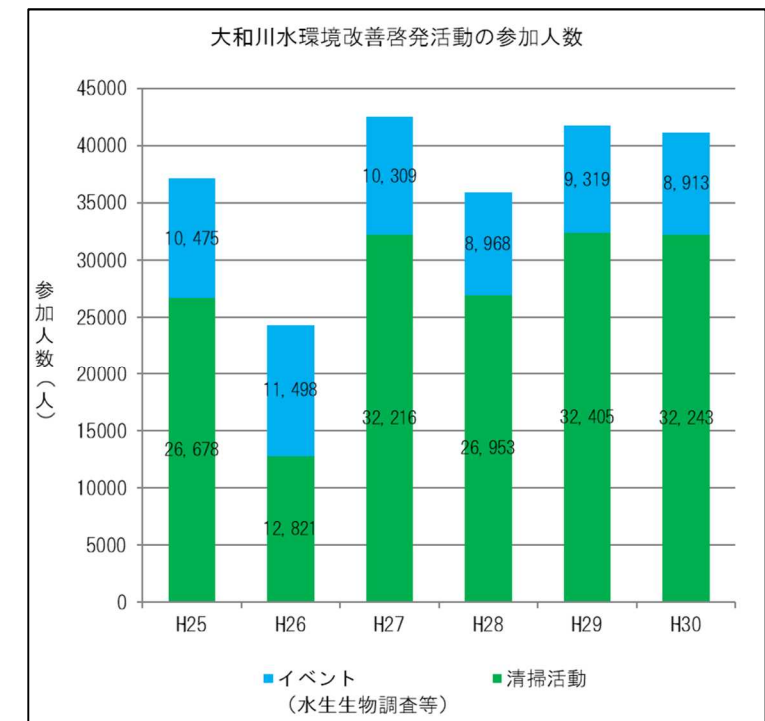
基準地点	H25	H26	H27	H28	H29	H30
御幸大橋	—	C	C	B	C	—
藤井	B	B	C	C	C	—
河内橋	B	A	B	C	B	B
浅香新取水口	B	D	B	B	B	B

※「—」は調査なし、H25御幸大橋、H30御幸大橋、藤井は悪天候のため未実施
 ※藤井H28、河内橋H27、H29、浅香新取水口H26、H28、H29、御幸大橋H26、H27を除き指標生物が見つからなかったため、採取した生物より学識者が判定した結果

水質評価	指標生物	水質評価	指標生物
A きれいな水	ナミウスズムシ	C きたない水	タニシ類
	サワガニ		シマイシビル
	ヒラタカゲロウ類		ミズムシ
	カワゲラ類	D きたない水	ミズカマキリ
	ヘビトンボ類		サカマキガイ
	ナガレトビケラ類		エラミミス
	ヤマトビケラ類		アメリカザリガニ
	ブユ類		ユスリカ類
	アミカ類		チョウバエ類
	ヨコエビ類		
カワナナ類			
コオニヤンマ			
コガタシマトビケラ類			
B ややきれいな水	オオシマトビケラ		
	ヒラタドROMシ類		
	ゲンジボタル		

<啓発活動>

- ・ 流域一体となって水質の改善、保全の啓発活動を行っており、H30年度は、約4万人が参加。
- ・ 6年間の啓発活動により大和川の保全に寄与。



点検結果

- ・ 本川8地点、全てにおいてBODの環境基準を達成し、指標生物から見ると平成25年以降大きな変化はみられない。
- ・ 啓発活動の継続により、大和川の水質の保全に関心を持ってもらい、4万人近くの方が参加。

実施方針

4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 河川工事の実施における配慮等 (P4-14)、(2) 自然環境の整備と保全 5)干潟の保全、再生 (P4-17)、(3) 河川景観の保全 (P4-17)

4.2.6 河川環境の維持に関する事項 (P4-27)

河道整備が必要な箇所については、河川環境、河口の干潟、河川景観への影響の低減を図るとともに、希少植物の保全対策等に努める。

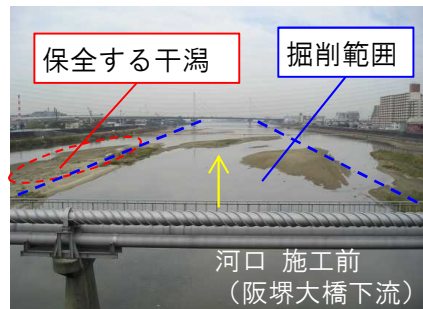
また、河川水辺の国勢調査等による河川環境の変化を把握し、良好な自然環境を適切に保全する。

実施状況

＜施工前-現状 比較による環境保全確認＞

＜河口部 掘削箇所＞

(※干潟等に配慮した施工)



＜国分市場 掘削箇所＞

(※水際植生等に配慮した施工)



＜堤防強化箇所＞

(※絶滅危惧種に配慮した施工)

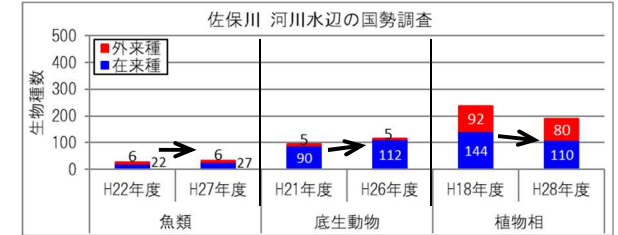
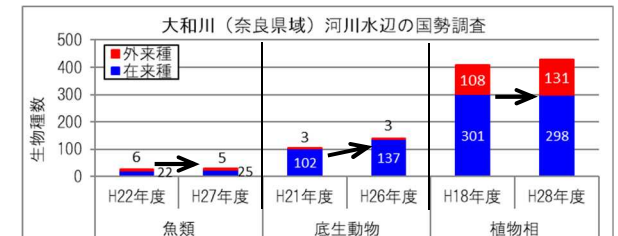
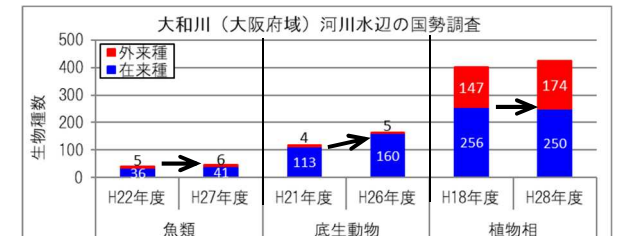


堤防強化箇所でヒキノカサ(※絶滅危惧種)を確認し移植を実施。移植後に個体数が69個体から280個体に増加したことを確認。
※環境省RLの絶滅危惧Ⅱ類、近畿RDBのAランク、大阪府RDBの絶滅危惧Ⅰ類

指標

- ・河川整備箇所における河川環境の保全状況
- ・モニタリングによる生物種数(※今回参考)

＜河川水辺の国勢調査による生物種数変化＞
(※河川整備計画策定後の調査が少ないため参考)



点検結果

- ・河道整備箇所において施工前と現状を比較し、干潟や水際植生といった景観の保全や絶滅危惧種の保全ができていることを確認。
- ・今後、河川水辺の国勢調査の結果も踏まえ、河川環境の保全確認を点検。

維持

<目標>

河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう調査、巡視・点検、維持補修等の維持管理を適切に行う。(P3-11)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
9	河道維持（樹木伐採）	・ 樹木伐採の実施箇所、伐採面積	P4-19
10	河道維持（維持掘削）	・ 維持掘削の実施箇所、掘削量 ・ 河床変動状況の確認	P4-19
11	河川管理施設の維持管理	・ 補修実施箇所数	P4-20

実施方針

4.2.2 河道の機能維持

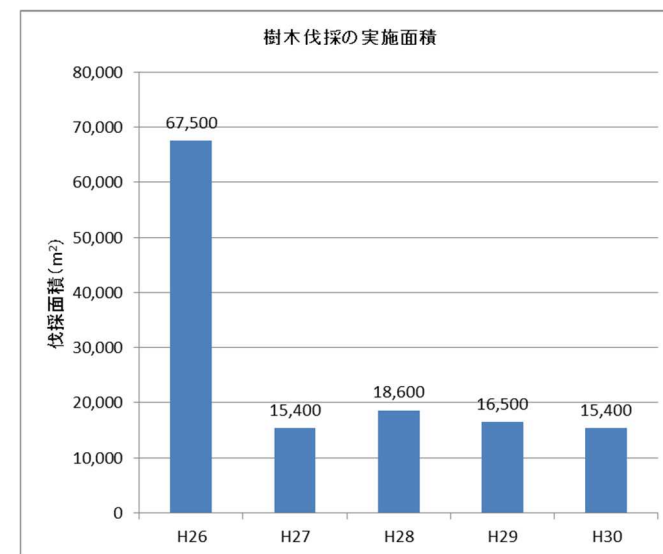
(1) 樹木の伐採と管理（P4-19）

洪水時に流水の阻害となる樹木群については、繁茂位置の状況、河道の状況を踏まえ、鳥類の繁殖環境を把握したうえで伐採等を実施し、河道内の流下能力の維持に努める。

指標

・ 樹木伐採の実施箇所、伐採面積

実施状況



平成27年度実施

大和川右岸19.6k地点の伐木前後の状況

点検結果

- ・ 毎年樹木伐採をしており、平成26年度～平成30年度に133,400m²の範囲を実施。
- ・ 洪水時の水位上昇等治水上の支障とならないように、樹木の繁茂状況を定期調査や河川巡視により把握し、適切に維持管理を実施。

実施方針

4.2.2 河道の機能維持

(2) 河道内堆積土砂等の管理（P4-19）

河道の変動状況及び傾向を把握し、堆積土砂等が河川管理上の支障となる場合は河道掘削等、適切な河道管理を行う。

また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、ダムの堆砂状況や経緯に関する情報の整理、土砂の生産源、生産量、州を形成している土砂の粒径等、土砂動態を把握する。

指標

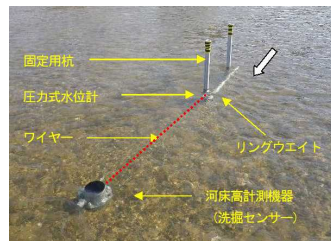
- ・維持掘削の実施箇所、掘削量
- ・河床変動状況の確認

実施状況



<河床変動観測>

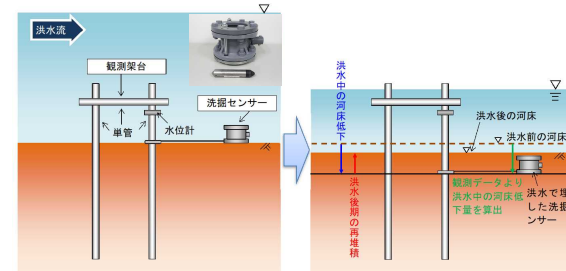
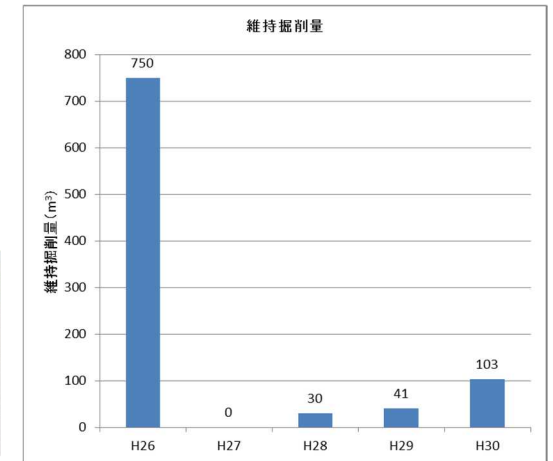
- ・河口部の河床変動傾向を把握するため、洗掘センサーを設置し、洪水時の河床変化の観測。
- ・5年おきに河道の縦横断測量を実施し、堆積傾向や洗掘傾向の箇所を把握。



【観測機器の設置状況】



青地樋門前 維持掘削状況
(平成30年度実施)



【洗掘センサーによる観測イメージ】

点検結果

- ・維持掘削は平成27年度を除き毎年実施しており、平成26年度～平成30年度で約924m³を掘削。
- ・今後も土砂の堆積状況に応じ、河川環境へ配慮（干潟や水際植生の保全等）した掘削断面を検討し、維持掘削を実施。
- ・洗掘センサー（河口部のみ）や定期縦横断測量により堆積傾向や洗掘傾向の箇所を把握。

実施方針

4.2.3 河川管理施設の維持管理 (P4-20)

巡視・点検を計画的に実施することにより、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、異常が発見された場合は原因究明と適切な処置を講ずるとともに、維持補修、機能改善等を計画的に行い、常に良好な状態を保持する。

指標

・補修実施箇所数

実施状況

- ・毎年、河川巡視や堤防点検及び樋門等の定期点検より発見された不具合箇所を対象に、「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領」に基づき評価を実施。
- ・評価の結果、予防保全段階や要監視段階に位置付けられた箇所を順次補修。
- ・その他観測施設や機械施設等も定期的に点検を行い、不具合が見つければ補修。

平成25年度以降の補修箇所

評価段階	補修箇所 (経過監視箇所)		
	堤防	護岸	樋門・樋管等
措置段階 (d評価)	該当なし (該当なし)	該当なし (該当なし)	該当なし (該当なし)
予防保全段階 (c評価)	1箇所 (4箇所)	12箇所 (25箇所)	19箇所 (1箇所)
要監視段階 (b評価)	9箇所 (110箇所)	5箇所 (106箇所)	1箇所 (13箇所)
合計	10箇所 (114箇所)	17箇所 (131箇所)	20箇所 (14箇所)



低水護岸点検状況 (c評価)



基礎洗堀、連節ブロック張の沈下のため補修が必要



高水護岸点検状況 (b評価)

損傷が軽微であり、大きな進行も見られないので、経過観察



補修前



補修後

護岸補修工事を実施(平成29年度)

参考 (「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領、H29.3・国土交通省」より)

【d: 措置段階】

- ・河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態

【c: 予防保全段階】

- ・河川管理施設の機能に支障は生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態。

【b: 要監視段階】

- ・河川管理施設の機能に支障は生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態等

【a: 異常なし】

- ・目視できる変状がない。

点検結果

- ・堤防は平成25年度以降、10箇所の補修を実施。
- ・護岸は平成25年度以降、17箇所の補修を実施。
- ・樋門・樋管等は平成25年度以降、20箇所の補修を実施。

危機管理

<目標>

自助・共助・公助の機能を強化するための流域全体にわたるソフト対策を関係機関と連携して行うとともに、洪水等による被害・水難・水質事故等の危機管理対策を実施する。

また、亀の瀬狭窄部においては、地すべりによる河道閉塞等の発生を抑え、監視、調査、危機管理を行い、高潮においては、被害最小化に向けた取組を行う。（P3-8）

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
12	関係機関との連携	・ 大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催、取組状況	P4-22 P4-23 P4-25
13	危機管理型ハード対策	・ 危機管理型ハード対策の進捗状況	P4-25
14	亀の瀬狭窄部における危機管理対策	・ 危機管理対策実施状況	P4-24
15	災害・事故対策	・ 資機材の備蓄 ・ 啓発活動	P4-25 P4-26
16	内水被害軽減のための支援	・ 大和川流域総合治水対策協議会の開催状況 ・ 樋門の遠隔化状況	P4-1 P4-10 P4-23

実施方針

4.2.4 危機管理に関する事項

- (1) 河川情報の収集・伝達 (P4-22)、(2) 水防活動の支援 (P4-23)、
- (6) 住民による自主避難や地方公共団体による避難誘導の支援 (P4-25)

緊急時における河川巡視等による堤防等の状況や雨量・水位等の河川情報を適切に収集し、情報伝達手段の拡充を図ることで、地方公共団体や水防団へ情報共有を行う。

住民の自主避難や避難誘導を図るため、地方公共団体による洪水ハザードマップの整備への浸水予測データの提供等、適切な支援を行う。

実施状況

	大規模氾濫に関する減災対策協議会 開催内容・取組内容
H28	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府域と奈良県域それぞれで協議会を設立。 (避難) (防ぐ) (回復) の3本柱を設定し、減災に係る取組方針を策定。
H29	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月台風10号等の一連の台風による豪雨災害を受けて、水防法改正に基づく協議会の設置、要配慮者利用施設における避難体制の構築、防災教育の促進等の取組を追加。
H30	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨を受けて、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実、加速するため、多くの関係者に事前の備えと連携の強化を図る取組を追加。

協議会は、関東・東北豪雨災害を契機に水防災意識社会を再構築することを目的に平成28年に設立され、地方気象台や府県、沿川市町村、事務所で構成。



上流部減災対策協議会



下流部減災対策協議会

<国の取組>

(避難)

- 危機管理型水位計を平成30年度に41基設置し、観測水位を川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>) に掲載。
- 洪水時は、プッシュ型配信を実施し住民(松原市、三郷町、川西町、三宅町)へ情報提供を実施。
- ホットラインにより事務所から市町へ情報提供を実施。
- ハザードマップ作成の支援を実施。

※ハザードマップは、平成27年水防法改正以降、11市町/19市町で更新済

(防ぐ)

- 関係機関と重要水防箇所の共同点検を実施。



大和川右岸20.2k
危機管理型水位計の設置状況



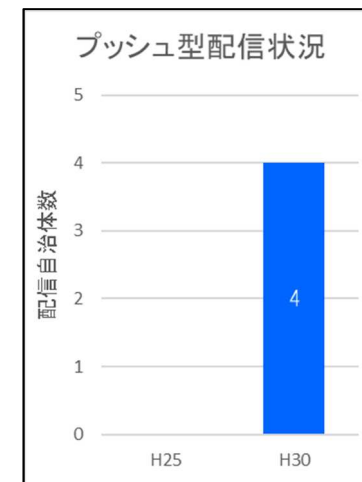
重要水防箇所合同巡視
(柏原市片山地先)



柏原市立国分小学校での
防災教育

指標

- 大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催、取組状況



点検結果

- 情報共有を適切に行っており、ハザードマップの作成や防災教育、水防活動等支援を実施。
- 減災対策協議会で定めた取組目標達成に向けて、関係機関と減災に関わる情報共有や意見交換を実施。
- 危機管理型水位計を平成30年度に41基設置し、洪水時には川の水位情報で水位の状況を提供。

実施方針

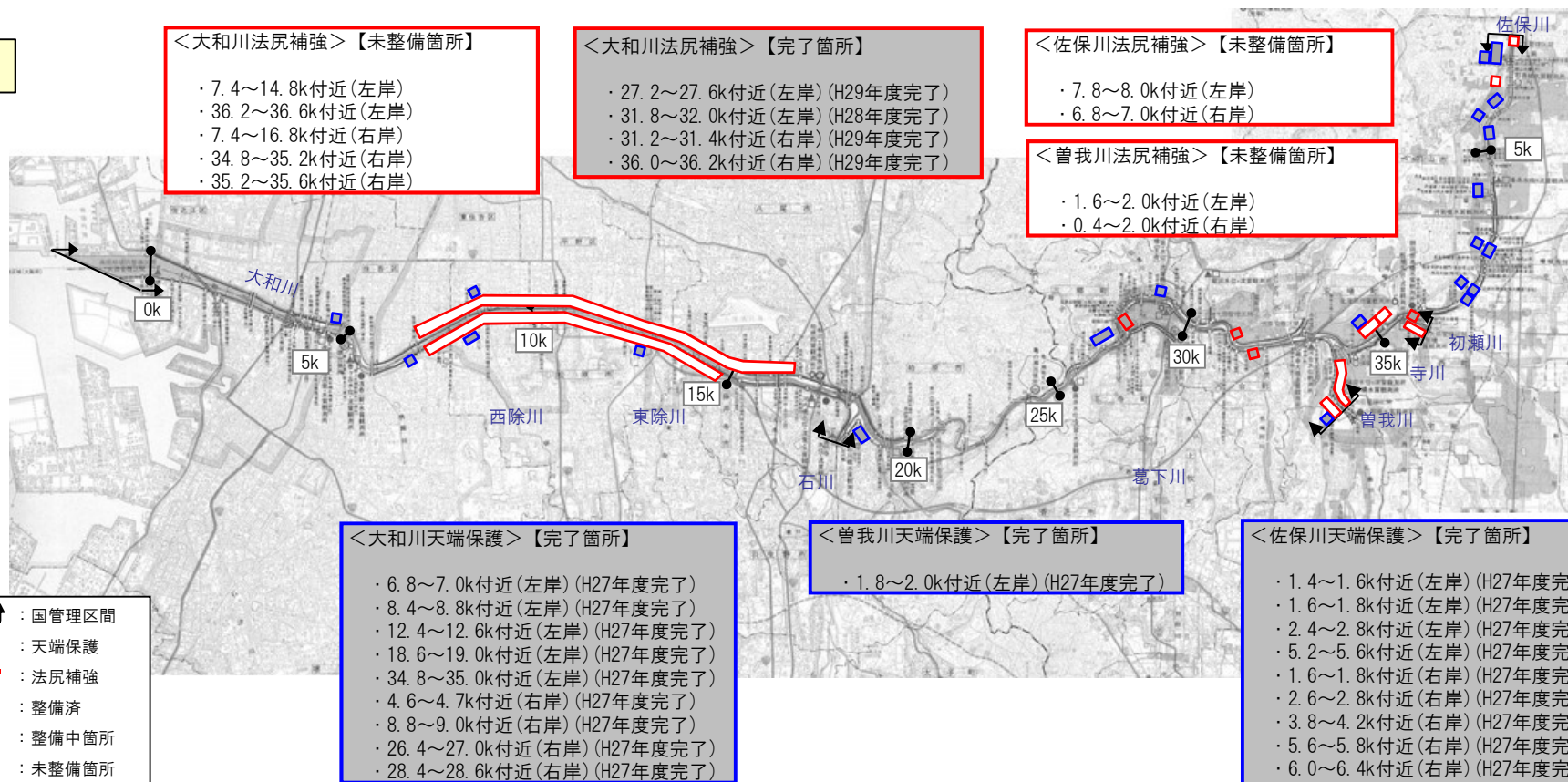
平成27年9月関東・東北豪雨災害等を受け、国土交通省では平成27年12月11日に『水防災意識社会再構築ビジョン』を策定した。

このビジョンに基づき、洪水時の住民の避難時間を確保するため、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を推進すべく、「危機管理型ハード対策」として、堤防天端保護や堤防法尻補強を実施する。

指標

・危機管理型ハード対策の進捗状況

実施状況



※実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合がある。

点検結果

- ・法尻補強対策は13箇所のうち、4箇所完了し、進捗は31%。
- ・天端保護は21箇所のうち、21箇所完了。

実施方針

4.2.4 危機管理に関する事項

(4) 亀の瀬狭窄部における危機管理対策 (P4-24)

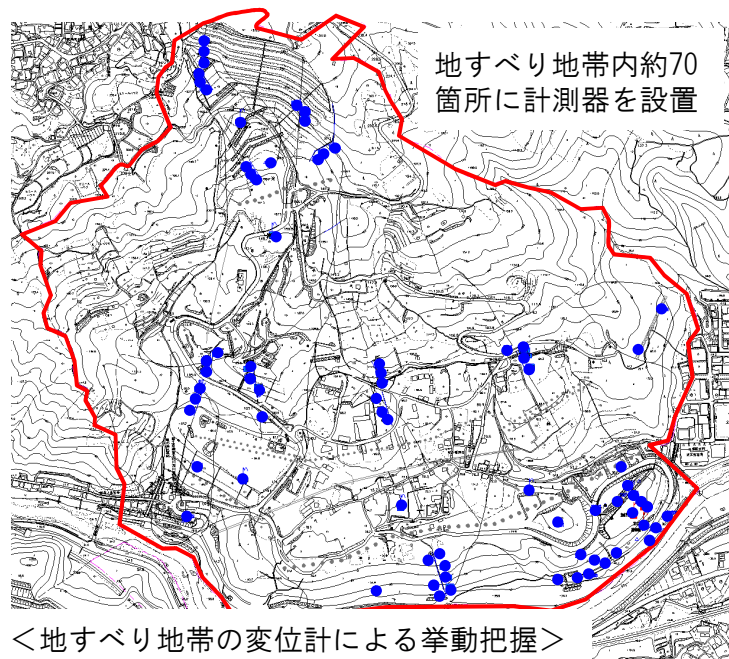
亀の瀬狭窄部では、地震による河道閉塞等の予期せぬ災害を想定して、地すべり防止区域管理者や関係機関と連携のもと適切な監視、調査等を行い、河道の閉塞による上流の被害や閉塞している土砂の決壊による下流の被害等がありうることも想定して危機管理対策を実施する。

指標

危機管理対策実施状況

実施状況

- ・平成22年度末に主な対策工事を完了し、本体地すべりは現在沈静化。平成26年2月に開催された「亀の瀬地すべり防止工事効果判定委員会」において、『十分効果を発現している』と意見を頂く。
- ・平成25年度に地すべり本体の一部である稲葉山において一部局所的な変位が生じ、平成27年度の「亀の瀬地すべり保全方策検討委員会」において、『急激な地すべり変動へ直ちに移行する可能性は低いが、今後も累積変動の継続が想定されるため対策が必要』と判断され、計画安全率を確保するため抑制工（排土工）や抑止工（鋼管杭工）を実施。
- ・地すべり地帯内に計測器を設置して、常に変位の有無を監視。
- ・豪雨や地震などによる河道閉塞発生を想定した危機管理体制等の構築のため、亀の瀬地すべり保全方策検討委員会等にて検討を実施。



点検結果

- ・亀の瀬地すべりでは、基準を超える地すべり性の地表・地中変位は認められていない。
- ・現在、稲葉山地区において対策工事を進めており、平成30年度に抑制工（排土工）が完了した。引き続き、抑止工（鋼管杭工）を実施。
- ・今後も亀の瀬狭窄部対策として、監視、調査、冠水時の道路管理者との連携等の適切な対策を推進。

実施方針

4.2.4 危機管理に関する事項

- (7) 資機材等の充実 (P4-25)、(9) 被災時の応急復旧 (P4-26)、(10) 水難事故の防止 (P4-26)、(11) 水質事故への対応 (P4-26)

応急復旧に必要な異形ブロックや土砂等や水質事故対応に必要な資機材の備蓄を行い、被災した場合には関係機関と連携して応急復旧等を行う。また、水難事故防止として、河川利用者自らが避難の判断ができるよう、啓発や情報提供等を実施する。

指標

- ・ 資機材の備蓄
- ・ 啓発活動

実施状況

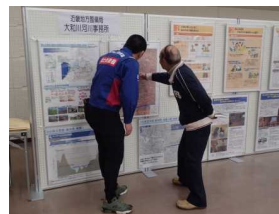
<資機材の保管>

- ・ 被災時や水質事故発生時に迅速に対応できるよう管内に分散して資機材を保管し、必要に応じて関係機関に貸与できるようにしている。



<水難事故防止活動>

- ・ 自治体主催の防災訓練等に参加し、水難事故防止のために大和川の洪水等の情報提供を実施。
- ・ 水難事故発生の危険性のある箇所に看板を設置し、注意喚起を実施。



H30年度啓発活動取組状況

点検結果

- ・ 管内9箇所に必要な資機材を備蓄。
- ・ 自治体の防災訓練等の場や注意喚起看板等で啓発活動、情報提供を実施。

実施方針

- 4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 - (1) 量的整備 1) 総合治水対策 (P4-1)、4) 内水対策 (P4-10)
- 4.2.4 危機管理に関する事項
 - (3) 内水被害軽減のための支援 (P4-23)

中上流部では、総合治水対策を進めており、流域対策の重点化、効率化の促進を図るため「大和川流域整備計画」の見直しを行い、総合治水対策の進捗と合わせて、地方公共団体と適切や役割分担のもと、内水による浸水の軽減、解消を支援する。

樋門・樋管等の最適な運用、洪水予測や遠隔操作の導入等による統合的・効率的な施設管理システムを整備し被害の最小化を図る。

指標

- ・ 大和川流域総合治水対策協議会の開催状況
- ・ 樋門の遠隔化状況

実施状況

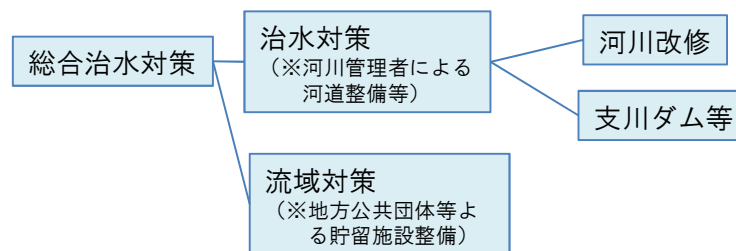
	大和川流域総合治水対策協議会 開催内容
H25	流域対策の促進に向けた議論
H26	流域対策の促進に向けた議論
H27	流域対策の促進に向けた議論
H28	水田への貯留を流域対策の1つとして位置付けることで、流域対策を促進。
H29	流域対策の促進のため、奈良県条例を制定することを説明し、H30に施行
H30	流域対策の促進のため、奈良県平成緊急内水対策事業を立ち上げることを説明

協議会は、総合治水対策を推進させることを目的に昭和58年に設立され近畿地方整備局、奈良県、県内流域市町村で構成。



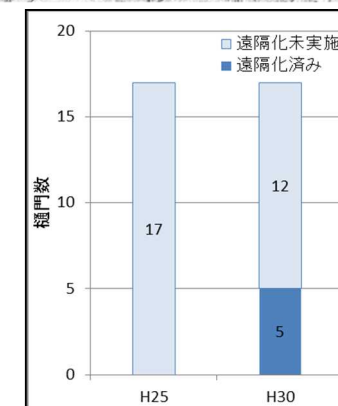
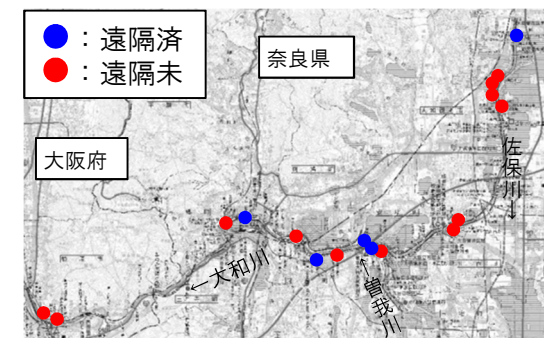
第30回開催状況 (H30. 5. 17開催)

<大和川流域整備計画>



(左) 奈良県総合治水条例チラシ
(右) 奈良県平成緊急内水対策事業説明資料 (第30回総合治水協議会資料より抜粋)

<樋門遠隔操作対応状況>



点検結果

- ・ 大和川流域総合治水対策協議会の中で流域対策促進の議論が行われ、奈良県では新たに条例を制定するとともに、奈良県平成緊急内水対策事業を設立。
- ・ 今後も、大和川流域整備計画の見直しを含め、流域対策の促進に向けた議論・支援を実施。
- ・ 樋門の遠隔操作化を5基で実施し、進捗は約30%

利水

<目標>

社会情勢に応じて変化する水需要を踏まえ、合理的な水利用を促進し、関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。(P3-9)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
17	慣行水利権	・ 許可水利権化への移行状況	P4-27

実施方針

4.2.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 (P4-27)

慣行水利権は、許可水利権に比べ、その権利内容が必ずしも明確でなく、より適正な低水管理（取水量の見直しや取水実態把握）のため、利水者の協力を得ながら許可水利権化を進めていくものとする。

指標

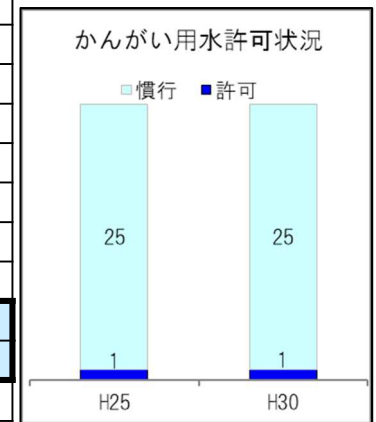
・ 許可水利権化への移行状況

実施状況

- ・ 大和川の国管理区間の水利用としては、水道 5件、工業用水 1件、許可のかんがい用水 1件、慣行水利権のかんがい用水 25件の合計 32件である。
- ・ 慣行水利権のかんがい用水の許可水利権化は、許可工作物の点検の立会の際に必要な説明し理解を求めたが、まだ移行には至っていない状況にあり、今後も継続。

水利権数及び水利権量（平成31年3月31日現在）

水利用目的	件数		取水量 (m ³ /s)		水利使用者	河川名	水利権量	取水方式	備考
上水道	5	15.6%	0.893	49.6%	羽曳野市	石川	0.150	集水暗渠	
						石川	0.0085	集水暗渠	
					河内長野市	石川	0.053	ポンプ取水	
						石見川	0.028	ポンプ取水	
						石川	0.254	堰上取水	滝畑ダム
					富田林市	石川	0.254	堰上取水	滝畑ダム
					天理市	布留川	0.116	堰上取水	天理ダム
					桜井市	大和川	0.029	堰上取水	初瀬ダム
工業用水	1	3.1%	0.042	2.3%					
かんがい用水（許可）	1	3.1%	0.864	48.0%					
かんがい用水（慣行）	25	78.1%							
計	32	100.0%	1.799	100.0%					



点検結果

・ かんがい用水の許可水利権化は、許可工作物の点検に合わせて説明し理解を求めたが、まだ移行には至っていない状況にあり、今後も継続。

空間適正利用

<目標>

不法占用やごみの不法投棄のない快適な河川利用を実現するため、河川美化等の啓発活動を実施する。(P3-11)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
18	河川空間の適正な利用	<ul style="list-style-type: none">・ 不法占用箇所数・ 迷惑行為への取組箇所数・ ホームレスの確認数	P4-27 P4-28
19	河川美化	<ul style="list-style-type: none">・ 大和川一斉清掃の参加者数及び回収したゴミの量・ 不法投棄の件数	P4-28

実施方針

4.2.7 河川空間の適正な利用と保全

(1) 違法行為の是正 (P4-27)、(2) 河川環境を損なう利用の是正 (P4-28)

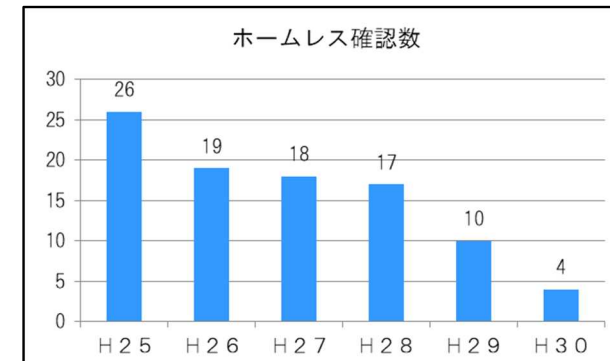
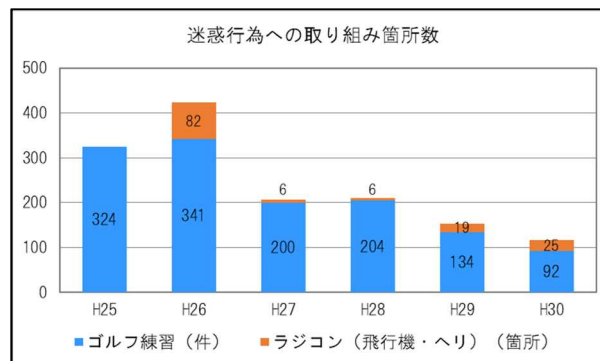
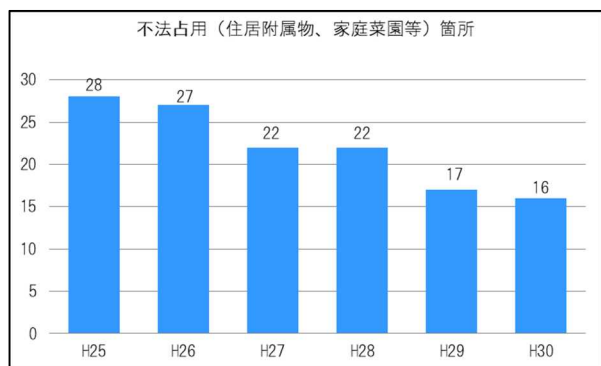
河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為やゴルフ、ラジコン等の迷惑行為の是正に努めるとともに、地方公共団体福祉部局等と連携し、ホームレスの自立支援に向けた対応を行う。

指標

- ・ 不法占用箇所数
- ・ 迷惑行為への取組箇所数
- ・ ホームレスの確認数

実施状況

- ・ 不法占用には、行為者と接触し法律に反する行為であることを理解させ、是正を指導。
- ・ 迷惑行為には、日々の巡視にて迷惑行為を止めるよう指導。
- ・ ホームレスには対話を繰り返し、河川外への退去の指導を行うとともに、新たな生活に移行できるよう福祉部局と連携。



不法占用箇所の是正（平成30年度）



啓発看板の新設



定期的な巡回

注意喚起ビラの配布

点検結果

- ・ 不法占用箇所は、平成30年度に16箇所へ減少。
- ・ 迷惑行為は、平成30年度には117件へ減少。
- ・ ホームレスの確認数は、平成30年度には4件へ減少。

実施方針

4.2.7 河川空間の適正な利用と保全 (2) 河川環境を損なう利用の是正 3) 河川美化 (P4-28)

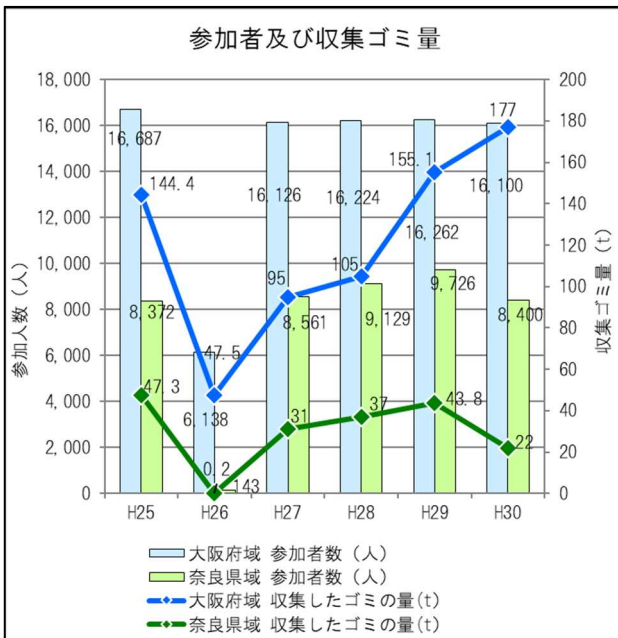
沿川住民、NPO、学校、民間企業、関係機関、関連地方公共団体と連携を図り、大和川流域の河川の一斉清掃活動や環境学習等を通じて地域住民の意識を高め、ごみのないきれいな水辺空間の実現に努める。
また、大型ごみ等の不法投棄等、悪質な行為に対しては、河川巡視による監視を行うとともに、関係機関との連携を図り適切な対応を行う。

指標

- ・ 大和川一斉清掃の参加者数及び回収したゴミの量
- ・ 不法投棄の件数

実施状況

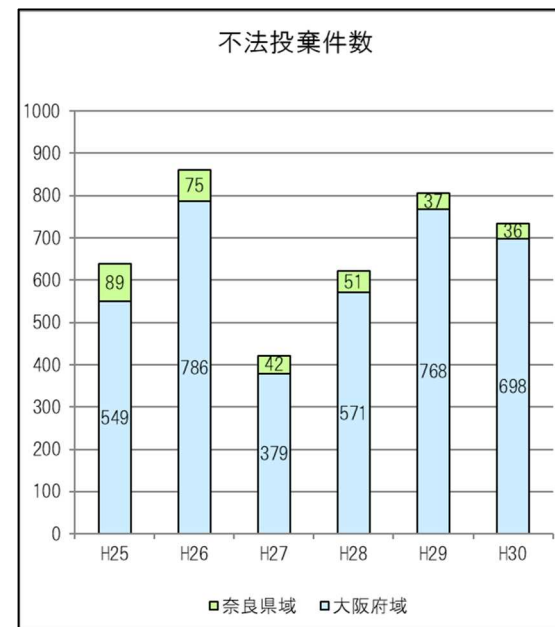
クリーンデー等、年間を通じて美化・清掃活動を行っており、平成9年からは毎年3月第1日曜日に大阪府域では「大和川・石川クリーン作戦」、奈良県域では「大和川一斉清掃」という名称で、流域一斉に美化・清掃活動を実施。



清掃活動の様子
(田原本町付近) H31. 3. 3



大阪府域メイン会場
(堺市) H31. 3. 3



不法投棄の状況

点検結果

- ・ 年に1回、流域一斉に美化・清掃活動を実施しており、H30年度は約24,000人程度の参加があり、200t程度のゴミを収集。
- ・ 不法投棄件数は、概ね横ばいの傾向。
- ・ 今後も引き続き、適正な維持管理のため、河川美化活動における住民との協働体制の強化を図る。

地域連携

<目標>

治水・利水・環境等の諸課題について流域一体の課題として、市民・学識経験者・企業・関係機関等の流域全体の理解と協力の下で対応を進めるため、より一層の連携に努める。(P3-11)

No.	点検項目	指標	整備計画 本文
20	河川に関する学習	・ 出前講座の実施回数、内容 ・ 水生生物調査の参加者数	P4-25 P4-31
21	サイトミュージアム構想	・ 亀の瀬地すべり見学者数 ・ 河川利用団体数	P4-18 P4-32

実施方針

- 4.2.4 危機管理に関する事項
 - (6) 住民による自主避難や地方公共団体による避難誘導の支援 (P4-25)
- 4.3.2 地域との連携
 - (1) 河川に関する学習 (P4-31)

地方公共団体や学校、地域住民等の関係機関等と連携し、「水辺の楽校」を活用するとともに、適切な資料の提供等に努め、河川の学習の活発化を図る。また、住民協働の水生物調査や治水・利水・環境・防災教育への支援として出前講座 (CDST) 等に取り組む。

実施状況

<河川学習等の支援状況>

- ・大和川水系の歴史、治水、環境や生物等について理解を深めてもらうため、出前講座を実施。

年度	小学校数
平成26年度	9 校
平成27年度	8 校
平成28年度	8 校
平成29年度	12 校
平成30年度	6 校
合計	43 校



しょうゆをたらした水や大和川の水等のうち、何が1番汚いかをパックテストで確認



出前講座の実施状況

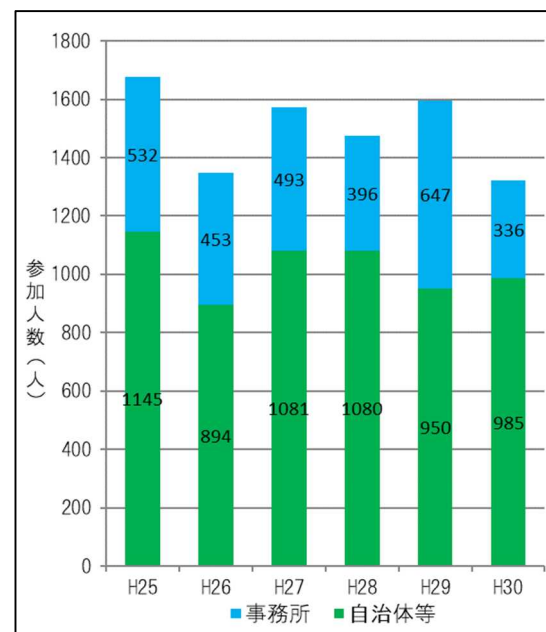
出前講座を実施した小学校数

受講後の主な意見

- ・しょうゆをたらした水が一番汚いとわかり、びっくりした。
 - ・前までは避難情報を無視していたけど、ちゃんと読もうと思った。
 - ・ハザードマップの使い方がわかりました。
- 等

<水生生物調査参加者数>

- ・河川協力団体や市町村と連携した小学生等参加の水生物調査を「水辺の楽校」や「若林かわまちづくり」等の場所で実施。



水生生物調査の状況

点検結果

- ・出前講座は、流域関連市町村の小学校において、平成26年度から平成30年度で43校で実施し、『しょうゆが一番汚いとわかってびっくりした』や『避難情報をちゃんと読もうと思った』、といった意見を頂いた。
- ・水生生物調査には、毎年1,000名以上の方に参加頂き、生物とのふれあい体験等を通して、『普段、散歩しているだけでは気付かない大和川の良さを再発見できた』、といった意見を頂いた。

実施方針

- 4.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項
 - (5) 河川空間利用の推進 (P4-18)
- 4.3.2 地域との連携
 - (2) サイトミュージアム構想 (P4-32)

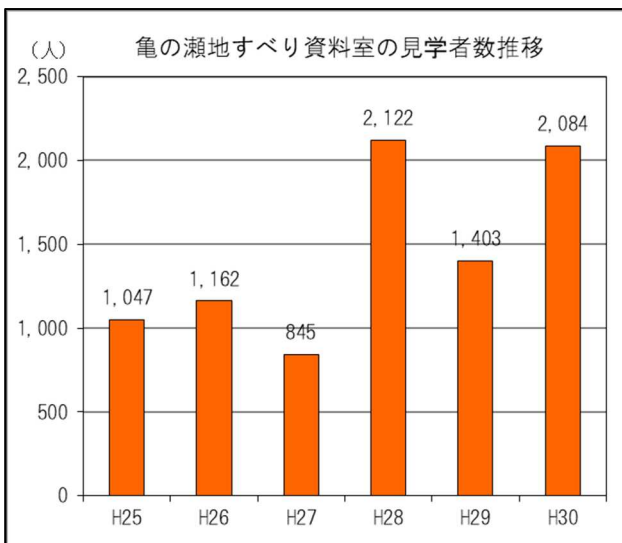
本川と支川を一体に捉え、周辺地域の歴史や風土、文化や自然環境を活かした利用推進を図る。

亀の瀬地すべり資料室の内容を充実させるとともに、大和川の治水、環境、歴史、文化等を沿川で学ぶことができるサイトミュージアム構想について検討を行い、市民団体や学識経験者及び教育・研究機関等と連携・協働し、構想の実現に向けた取り組みを進める。

実施状況

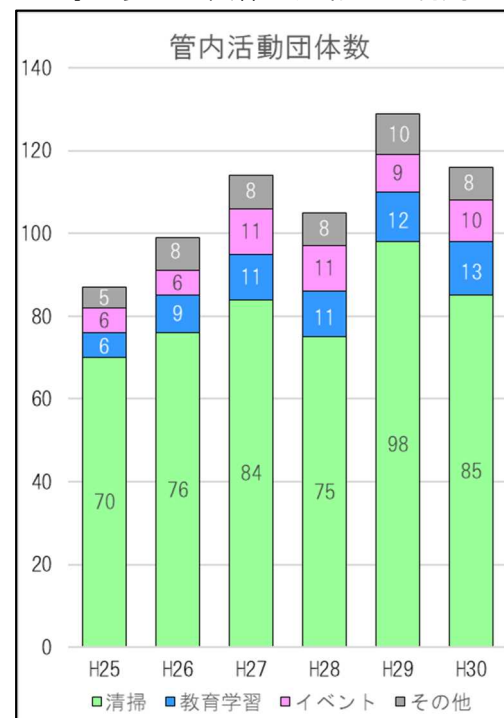
<亀の瀬地すべり箇所見学者>

- ・平成30年7月の「奈良県山の日・川の日」には131名、平成30年11月の「土木の日」には150名が参加。
- ・その他の日にも、希望があれば見学会を実施しており、平成30年は、総数で2,000名以上の方が参加。



<河川利用団体>

- ・河川協力団体による教育学習をはじめ、清掃活動、河川敷でのイベント等で多くの団体が大和川を利用



河川協力団体活動状況

点検結果

- ・亀の瀬地すべり資料室には年間1,500人前後の来訪者があり、平成30年度は2年ぶりに2,000名に達し、『地すべりの仕組みや対策、治水の努力が理解できた』、といった意見を頂いた。
- ・河川協力団体をはじめ、毎年100程度の団体が清掃活動や教育学習の場として大和川を利用。